

三重県障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金交付要領

(通則)

第1条 三重県障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金（以下、「補助金」という。）は、予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。）及び子ども・福祉部関係補助金等交付要綱（平成30年三重県告示第240号）に規定するもののほか、この交付要領の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、昨今の物価上昇に対応すること及び気候変動の影響等による猛暑や線状降水帯の発生に伴う災害など様々な困難が発生したときにおいて障害福祉サービスを円滑に継続することができるよう、障害福祉サービス事業所等に対する支援を行うことを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、三重県内に所在する、別表に定める障害福祉サービス事業所等を運営する者とする。

(補助対象)

第4条 補助金の対象は、次の事業の実施に要する経費とする。

(1) 障害福祉サービスを円滑に継続するための対応

障害福祉サービス事業所等が気候変動の影響による猛暑などの様々な困難な事態下に障害福祉サービスを継続するために必要な費用（※1）

(例) ※1 ○訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所、相談系サービス事業所

ア 有料道路の通行料

イ ネッククーラー（ヒーター）、熱中症対策ウオッチ、冷感（防寒）ポンチョ、スパイクタイヤ、スタッドレスタイヤ等の猛暑対策用品や雪害対策用品の購入等経費

○通所系サービス事業所、相談系サービス事業所、入所系サービス事業所・施設

ア エアコン、業務用スポットクーラー、業務用スポットヒーター、ホットカーペット、業務用加湿器、業務用温水給湯器（給湯用、暖房用、融雪用）、遮熱・遮光カーテン、ブラインド、換気扇・送風機・サーキュレーター等の居室や浴室等における温度や湿度の管理に必要な設備・物品等の購入にかかる経費等、入居者・利用者の生活環境改善、職員の負担軽減・勤務環境改善に必要となる経費

(2) 災害備蓄等への対応

障害福祉サービス事業所等が災害発生時に障害福祉サービスを継続するために必要な費用 (※2)

(例) ※2 ア 飲料水、食料品等の備蓄物資の購入等経費

イ ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池等の購入等経費

ウ 衛生用品、医療用品等の購入等経費

エ 簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具等の購入等経費

オ その他災害への備えとして必要と認められる経費

2 次に掲げる費用については、交付の対象としないものとする。

(1) 消費税及び地方消費税

(2) 補助対象期間外に購入したもの

(3) 他の補助金等で措置されているもの

(4) 単品で取得価格が 50 万円以上のもの

(5) 研修等の実施費用、外部事業者への委託経費、設備等の設置工事費用、建物等の修繕費費用、光熱水費、燃料費

(6) その他当該事業として適当とは認められない費用

(交付額の算定方法)

第5条 交付額は、別表の事業所・施設の種別ごとに定める補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。ただし、対象事業者の申請総額が本県の予算額を超過する場合には、必要な調整を行うものとする。

なお、1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

第6条 補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 補助事業者は、計画変更等の補助対象事業の内容変更（軽微な変更を除く。）をする場合または補助対象事業に要する経費の変更（補助金の交付決定額の 20%以内の減額による変更および補助目的の変更を生じない軽微な変更の場合を除く。）をする場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(2) 補助事業を中止又は廃止しようとする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。

(4) 補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額報告書（第7号様式）に関係書類を添えて、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに知事に報告しなければならない。ただし、仕入控除税額が0円の場合は、この限りではない。

(5) 「三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴力団排除要綱」という。）別表に掲げる一に該当しないこと。なお、該当する者と確認された場合は、この交付の決定を取り消すことがある。

(6) 「暴力団排除要綱」第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。

(7) その他知事が必要と定めた事項に従うこと。

(交付申請手続)

第7条 この補助金の交付の申請は、申請書（第1号様式）に次の関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出して行うものとする。

- (1) 事業所・施設別申請額一覧（様式1）
- (2) 三重県障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業に関する事業実施計画書（事業所等单位）（様式2）
- (3) 役員等調書（様式3）
- (4) 振込口座情報（様式4）

(補助金の着手時期)

第8条 この補助金は、令和8年4月1日以降に着手したものを対象とする。

(交付の決定)

第9条 規則第4条第1項の規定による通知は、第7条による交付申請が適当と認める場合、交付決定通知書（第2号様式）により行うものとする。

2 第5条ただし書きによる必要な調整を行う場合には、第7条による申請額にかかわらず、調整後の額を交付決定額とするものとする。

(中止・廃止申請手続)

第10条 この補助金の交付決定後、事情の変更により事業の中止、廃止を行う場合は、事業中止・廃止承認申請書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(申請の取り下げの時期)

第11条 規則第7条の規定による交付申請の取り下げの時期は、交付決定通知の受領のあった日から起算して15日以内に行うものとする。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、補助事業の遂行状況に関して知事が報告を求めたときは、実施状況報告書（第4号様式）により知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第13条 規則第12条の規定による実績報告は、知事が別に定める日までに実績報告書（第5号様式）に次の関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業所・施設別清算額一覧（様式5）
- (2) 三重県障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業に関する事業実績報告書（事業所単位）（様式6）
- (3) 領収書等の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第 14 条 規則第 13 条の規定による額の確定通知は、補助金の額の確定通知書（第 6 号様式）により行うものとする。

(補助金の返還)

第 15 条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずることができる。

(関係書類の保管)

第 16 条 補助事業者は、補助金と事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を当該事業完了後の翌年度から 5 年間保管しておかなければならない。

(その他)

第 17 条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この交付要領は、令和 8 年 6 月 4 日から施行し、令和 8 年度分の補助金から適用する。

附 則

この交付要領は、令和 8 年 8 月 17 日から施行し、令和 8 年度分の補助金から適用する。

別表 障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業

対象事業所・施設		補助基準額	対象経費	補助額（率）
【訪問系】 ・居宅介護事業所 ・重度訪問介護事業所 ・同行援護事業所 ・行動援護事業所 ・重度障害者等包括支援 ・就労定着支援事業所 ・自立生活援助事業所 ・居宅訪問型児童発達支援事業所 ・保育所等訪問支援事業所	1月あたり延べ訪問回数 200回以下	1事業所 あたり 30 万円	（１）障害福祉サービスを円滑に継続するための対応 （気候変動の影響による猛暑などの様々な困難な事態下に障害福祉サービスを継続するために必要な費用） （２）災害備蓄等への対応 （災害発生時に障害福祉サービスを継続するために必要な費用）	消費税相当額を除いた対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と補助基準額を比較して、いずれか少ない額とする。 （当該額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）
	1月あたり延べ訪問回数 201回以上 2,000回以下	1事業所 あたり 40 万円		
	1月あたり延べ訪問回数 2,001回以上	1事業所 あたり 50 万円		
【通所系】 ・療養介護事業所 ・生活介護事業所 ・自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業所 ・就労移行支援事業所 ・就労選択支援事業所 ・就労継続支援A型事業所 ・就労継続支援B型事業所 ・児童発達支援事業所 ・放課後等デイサービス事業所	1月あたり延べ利用者数 300人以下	1事業所 あたり 20 万円		
	1月あたり延べ利用者数 301人以上 600人以下	1事業所 あたり 30 万円		
	1月あたり延べ利用者数 601人以上	1事業所 あたり 40 万円		
【相談系】 ・計画相談支援事業所 ・地域移行支援事業所 ・地域定着支援事業所 ・障害児相談支援事業所		1事業所 あたり 20 万円		
【入所系】 ・短期入所事業所（併設型、単独型） ・障害者支援施設（施設入所支援事業所） ・共同生活援助事業所 ・宿泊型自立訓練事業所 ・福祉型障害児入所支援施設 ・医療型障害児入所支援施設		定員1人あたり 6 千円		

- (1) 交付申請時点で指定等を受けている事業所・施設を補助対象とし、休止中の事業所・施設は対象外となる。なお、交付申請時点で事業を再開している場合は対象とする。
- (2) 1月あたり延べ訪問回数、1月あたり延べ利用者数については、2025年10月から2026年3月までのサービス提供分の平均値によるものとする。
(なお、2025年11月以降に新設した事業所については、指定を受けた月から6か月間（指定を受けた月から申請日が属する月の前の月までの期間が6か月に満たない場合は、指定を受けた月から申請日が属する月の前の月までの期間）のサービス提供分の平均値によるものとする。)
- (3) 短期入所事業所（併設型、単独型）、障害者支援施設（施設入所支援事業所）、共同生活援助事業所、宿泊型自立訓練事業所、福祉型障害児入所支援施設、医療型障害児入所支援施設の定員数は、原則令和8年4月1日時点の定員による。
- (4) 1つの事業所・施設において、複数のサービスの指定を受けている場合（訪問系、多機能型、居住系等）は、それぞれのサービス種別ごとに補助を行うものとする。
- (5) 補助基準額を超えない範囲で、1事業所・施設に（1）と（2）の両方を助成することができる。